平成２７年（フ）第８０号
沖縄県那覇市与儀１丁目11番21号　島アパート205
債務者　南　五百子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８７号
沖縄県那覇市樋川２丁目10番１－405号　眞豊ビル
債務者　與儀　清美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４１３号
福岡市博多区春町２丁目２番17―103号
債務者　小柳　嘉郎
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５０３３号
大阪府八尾市亀井町２丁目７番11―305号
債務者　西内　　均
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１１号
大阪府池田市緑丘２丁目４番115―206号
債務者　田中**龍**吉こと　呉　　龍吉
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２４号
大阪府摂津市東別府１丁目２番43号
債務者　向井　　功
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９１６号
大阪府吹田市竹見台４丁目８番Ａ３―109号
債務者　満尾　絵里
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２６４号
大阪市生野区小路東２丁目７番17号　パークスクエア601、前住所大阪市東成区大今里南４丁目21番１号
債務者　金井克行こと　金　　克行
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２６５号
大阪市生野区小路東２丁目７番17号　パークスクエア601、前住所大阪市東成区大今里南４丁目21番１号
債務者　金井　史華（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４１２号
大阪市住之江区御崎４丁目10番１―805号
債務者　松浦ヒロ子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４１８号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目３番５―313号
債務者　中島　優美（旧姓浦上）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２７号
大阪府八尾市八尾木北３丁目194番地
債務者　大田　仁範
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５８号
大阪市東住吉区鷹合１丁目８番７号パークサイドマンション　203号、前住所大阪市中央区高津３丁目２番30―902号
債務者　新下　修一
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８２号
大阪府豊中市螢池中町４丁目５番45号
債務者　大橋麻衣子（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８８号
大阪市中央区玉造１丁目８番15号　城南コーポ405号
債務者　森山　章年
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４９７号
大阪府門真市常称寺町16番１―1103号
債務者　長岡新太郎
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４１号
大阪市住吉区長居西３丁目１番22号　プレミールマンション302号
債務者　穐吉　純矢
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４４号
大阪府八尾市山本高安町２丁目13番８－７号
債務者　千島加奈子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部